

対象の方	事業名・内容など	お問い合わせ先
雲仙市民の方	<p>●<u>雲仙市緊急消費喚起対策事業</u> 市内飲食店及び各事業所で利用できる商品券を全世界帯に配布 ※商品券は5月中旬に発送を予定しています。</p>	<p>商工労政課商工労政班 電話 0957-38-3111</p>
雲仙市民の方	<p>●<u>雲仙市緊急宿泊促進支援事業</u> 1人1泊あたり宿泊料金の5割、上限2万円を補助 ※開始日については、国の方針や社会情勢を踏まえ判断します。</p>	<p>観光物産課観光振興班 電話 0957-38-3111</p>
雲仙市民の方	<p>●<u>特別定額給付金事業</u> 住民基本台帳（令和2年4月27日時点）に記載されている人であつて、市からの通知（5月11日発送）に基づき支給の申請をされた方 ・一律1人10万円を給付</p>	<p>地域づくり推進課 特別定額給付金対策班 電話 0957-38-3193</p>
児童手当受給者	<p>●<u>子育て世帯への臨時特別給付金支給事業</u> 子育て世帯の生活を支援する取組として、臨時特別給付金を支給します。 支給対象児童数×10,000円 支給対象児童とは、H16.4.2～R2.3.31生まれの児童</p>	<p>子ども支援課子育て支援班 電話 0957-36-2500</p>
小・中学校就学児童生徒の保護者	<p>●<u>準要保護児童生徒就学援助事業</u> ・収入が減って、子どもを学校に通わせるのが困難な方 ・給食費・修学旅行費・教材費等の補助</p>	<p>学校教育課教育指導班 電話 0957-37-3113</p>
国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の方	<p>●<u>国民健康保険傷病手当金、後期高齢者医療傷病手当金</u> 新型コロナウイルス感染症に感染した又は発熱等の症状があり感染が疑われるため、仕事ができず、その期間の給与の支払いが得られない方。 ・支給額 直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 ×2/3×日数 ・適用期間 令和2年1月1日～9月30日の間で療養のため仕事ができない期間</p>	<p>総合窓口課保険年金班 電話 0957-38-3111</p>
休業等により収入の減少がある方	<p>●<u>緊急小口資金（生活福祉資金貸付制度）</u> 休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 ・10万円以内（学校等の休業等の特例20万円以内） ・償還期限2年以内（据置期間1年以内）、無利子、保証人不要</p>	<p>雲仙市社会福祉協議会 電話 0957-37-2855</p>
失業された方等	<p>●<u>総合支援資金（生活福祉資金貸付制度）</u> 失業等により収入の減少があり、日常生活の維持が困難となっている世帯 ・単身世帯は月15万円以内・多数世帯は月20万円以内 いずれも貸付期間は原則3月以内。 ・償還期限10年以内（据置期間1年以内）、無利子、保証人不要</p>	<p>雲仙市社会福祉協議会 電話 0957-37-2855</p>
雇用先からの解雇等により住宅の退去を余儀なくされる方	<p>●<u>一時的な市営住宅の提供</u> 市営住宅の一時使用 ・提供期間：入居から1年以内 ・家賃：一時使用する市営住宅の最低家賃額</p>	<p>建築課建築指導班 電話 0957-38-3111</p>

※上記のほかに税の申告、納税、後期高齢者・介護保険の保険料、上下水道の猶予・減免などもございます。

※詳しい制度・事業等の内容は、各お問い合わせ先・各担当窓口にご相談ください。

※上記の事業は予定を含みます。(R2.4.28時点)

対象の方	事業名・内容など	お問い合わせ先
市内事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>雲仙市中小企業資金利子等補給補助金</u> 新型コロナウイルス感染症の影響にかかる資金融資における利子・保証料の補助</li> </ul>	商工労政課商工労政班 電話 0957-38-3111
市内事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>雲仙市緊急雇用維持助成金</u> 国の「雇用調整助成金」及び県の「長崎県緊急雇用維持助成金」への上乗せ助成</li> </ul>	商工労政課商工労政班 電話 0957-38-3111
市内上下水道使用事業者	水道料金及び下水道使用料の支払い猶予相談	水道課水道管理班 下水道課下水道班 電話 0957-38-3111
市内農林漁業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>農林漁業セーフティネット資金</u> (日本政策金融公庫) ・新型コロナウイルス感染症の影響に伴う資金融資 ・融資限度額1200万円(融資当初5年間の実質無利子、実質無担保)</li> </ul>	日本政策金融公庫長崎支店 電話 095-824-6221 農林課農業班・畜産振興班 農漁村整備課(水産) 電話 0957-38-3111
市内農業者 (野菜・花卉・果樹・茶など)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>高収益作物次期作支援交付金(国)</u> 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた高収益作物生産者への種苗等の資材購入費用等の支援 ・10aあたり5万円(別途加算措置有)</li> </ul>	農林課農業班 電話 0957-38-3111
市内農業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>農業保険等の保険料等の支払い期限の延長</u> 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた農業者の農業保険(収入保険、農業共済)の保険料支払い期限延長</li> </ul>	長崎県農業共済組合本所 電話 0957-23-6161 農林課農業班・畜産振興班 電話 0957-38-3111
市内花き生産者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>花きの活用拡大支援事業(国+県)</u> ・長崎県花き振興協議会に加入している生産者 ・公共施設等における花きの活用拡大に必要な経費(花材代、会場借り上げ料など)</li> </ul>	農林課農業班 電話0957-38-3111
肥育牛農家	<ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>肥育牛経営等緊急支援特別対策事業</u> ・出荷1頭当たりの補助(国+県) 国：2万円の補助 県：1万1千円の補助 ・生産者負担金の納付猶予(国)</li> </ul>	長崎県畜産課 電話0958-95-2954 農林課畜産振興班 電話0957-38-3111
市税の申告・納付等が困難な方	市税の申告の延長や納付の猶予等	税務課国保市民税班 電話 0957-38-3111

※ 上記のほかに、休業等の協力要請に伴う協力金や緊急資金繰り支援などの県・国の制度、国税・県税の申告・納税等の減免・猶予もございますので、県・国の各機関にお問い合わせください。

※ 詳しい制度・事業の内容は、各お問い合わせ先、担当窓口にご相談ください。

※ 上記の事業は予定を含みます。(R2.4.28時点)